

令 和 3 年 度

和泉市一般会計等及び公営企業会計
財政健全化審査意見書

和泉市監査委員

頁数には表紙を含みます。

和泉監第216号
令和4年8月30日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市監査委員 露 口 六 彦
和泉市監査委員 松 本 利 裕

令和3年度和泉市一般会計等及び公営企業会計の
財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度和泉市健全化判断比率及び和泉市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	頁
1. 審査の種類 -----	4
2. 審査の対象 -----	4
3. 審査の着眼点 -----	4
4. 審査の主な実施内容 -----	4
5. 実施場所及び日程 -----	4
6. 審査の結果 -----	5
(1) 健全化判断比率	
①実質赤字比率 -----	5
②連結実質赤字比率 -----	5
③実質公債費比率 -----	6
④将来負担比率 -----	6
(2) 資金不足比率-----	6
7. むすび -----	7

令和3年度 和泉市一般会計等財政健全化審査意見書

1. 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

2. 審査の対象

- (1) 令和3年度 健全化判断比率
 - ①実質赤字比率
 - ②連結実質赤字比率
 - ③実質公債費比率
 - ④将来負担比率
- (2) 令和3年度 資金不足比率

3. 審査の着眼点

(1) 形式審査

- ① 指標の算定の基礎となる事項を記載した書類は、具備されているか。
- ② 書類の様式及び内容は法令に準拠して作成されているか。
- ③ 計数は証拠書類及び関係帳簿の計数と一致しているか。

(2) 実質審査

- ① 指標の算定の基礎となる数値が適正か。
- ② 指標の算定に誤りはないか。
- ③ 指標が合理的かつ妥当に算定されているか。

4. 審査の主な実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従い適正に作成されているか、計数が正確であるか、関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を受け、質問するなどの方法により実施した。

監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせて、合理的かつ効果的に行った。(証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧)

5. 実施場所及び日程

- (1) 実施場所：本庁会議室
- (2) 日 程：令和4年8月12日から令和4年8月17日

6. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

各比率の状況は次のとおりである。

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の総称である。

過去5年間の比率の推移は次の表のとおりである。

健全化判断比率の推移表

(単位：%)

健全化判断比率 (4指標)	H29	H30	R1	R2	R3	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.53	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.53	30.00
実質公債費比率	6.6	6.3	6.6	6.7	7.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	—	—	350.0	斜線

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

① 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

令和3年度の一般会計等の実質収支が黒字であったため、実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計の実質収支が362,541千円増加したことにより、前年度のマイナス0.79%から0.93ポイント好転し、マイナス1.72%となっている。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

令和3年度の一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、法適用企業である水道事業会計の資金剰余額は約24億1千万円、公共下水道事業会計の資金剰余額は約9億4千万円で、連結実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計の実質収支額は増加しているが、国民健康保険事業特別会計の実質収支額が減少した。しかし、水道事業会計や公共下水道事業会計の資金剰余額が増加したことにより、前年度のマイナス10.85%から0.62ポイント好転し、マイナス11.47%となっている。

③ 実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。なお、利用する比率は単年度ではなく3ヵ年平均を用いることとされている。

令和3年度の実質公債費比率（3ヵ年平均）は7.0%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好な状況である。

前年度の6.7%から0.3ポイント増加しているのは、新庁舎整備事業及び芦洗公園整備事業などにより公債費が増加したためである。

なお、単年度の比率は令和2年度及び令和3年度ともに7.1%である。

④ 将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

令和3年度の将来負担比率はマイナス47.1%であり、早期健全化基準の350.0%を下回っており良好な状況である。

前年度と比較すると、債務負担行為に基づく支出予定額の減少などで将来負担額が縮小したことに加え、充当可能基金が増加したことにより、前年度のマイナス41.1%から6.0ポイント好転している。

（2）資金不足比率

資金不足比率とは、各公営企業における資金不足額を、各事業の規模で除した比率。

和泉市においては、法適用企業である水道事業会計、公共下水道事業会計及び病院事業会計の3事業と、法非適用企業である浄化槽事業特別会計が対象となる。

資金不足比率の推移表

(単位：%)

事業	H29	H30	R1	R2	R3	経営健全化基準
水道事業	—	—	—	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	—	—	—	20.0
病院事業	—	—	—	—	—	20.0
浄化槽事業	—	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

① 水道事業会計（法適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況である。

② 公共下水道事業会計（法適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況である。

③ 病院事業会計（法適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況である。

④ 净化槽事業特別会計（法非適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況である。

7. むすび

本市における各指標の算定結果については、早期健全化基準をすべてクリアしており、堅実な財政運営が行われている。

実質赤字比率は、一般会計の実質収支が前年度と比べ増加したことなどにより好転し、連結実質赤字比率も公共下水道事業会計の資金剰余額が増加したことなどにより前年度に比べ好転している。

実質公債費比率では、新庁舎整備事業及び芦洗公園整備事業などの公債費の増加により悪化しているが、債務負担行為に基づく支出予定額の減少などにより将来負担比率は前年度より好転している。

また、資金不足比率については、すべての公営企業において資金不足額が発生しておらず、良好な状況である。

今後、臨時財政対策債や新庁舎整備事業などによる地方債の発行に伴い、元利償還金の増加が見込まれるが、財政が圧迫されることのないよう、これからも経費の削減に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。